［略］
［前へ］

［略］
［略］
［略］
⑵　次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。
営業収益
電気事業営業収益
［前へ］

［前へ］

［前へ］
［略］
営業費用
電気事業営業費用
［略］
［前へ］

接続供給託送料（インバランスに係る費用（みなし小売電気事業者が一般送配電事業を営む他の者又は配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該みなし小売電気事業者の小売供給を行う事業の用に供す

［略］
他社購入電力料
他社購入電源費（再エネ特措法第16条第１項の規定により一般送配電事業者が認定事業者より調達した電気の代金のうち、再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気に係るものに限る。）　特定需要・一般需要外部門
［略］
［略］
［略］
⑵　次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。
営業収益
電気事業営業収益
使用済燃料再処理等既発電量受取契約締結分　発受電量比
託送収益
その他託送収益　料金収入比
事業者間精算収益　料金収入比
［略］
営業費用
電気事業営業費用
［略］
原子力発電費
使用済燃料再処理等拠出金費
使用済燃料再処理等既発電費
発受電量比
接続供給託送料（インバランスに係る費用（みなし小売電気事業者が一般送配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該みなし小売電気事業者の小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当す

るための電気の量に相当する電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該みなし小売電気事業者に対する電気の供給に係る料金として当該みなし小売電気事業者が負担する費用であって、当該みなし小売電気事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。以下同じ。）に限る。）　発受電量比
［前へ］

［前へ］
［略］
［略］
４．　［略］
［前へ］

る電気の量との30分を単位とした差について、当該他の者が接続供給において行う当該みなし小売電気事業者に対する電気の供給に係る料金として当該みなし小売電気事業者が負担する費用であって、当該みなし小売電気事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給に係るものを除く。以下同じ。）に限る。）　発受電量比
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分　発受電量比
電源開発促進税　販売電力量比
［略］
［略］
４．　［略］
５．２．により整理された電気事業営業収益に係る額のうち、電灯料（特定需要に係るものに限る。）及び電力料（特定需要に係るものに限る。）（以下この５．において「特定需要電灯料等」という。）を、次の方法により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に整理すること。
⑴　次の額及び値を算定すること。
①　改正法附則第９条第１項又は法第18条第１項若しくは第５項による当該事業年度末前の直近の託送供給等約款の認可又は届出（以下「直近の託送供給等約款の認可等」という。）に当たり、電気事業法等の一部を改正する法律附則第９条第１項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第９条第３項又は一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号。以下「託送料金算定規則」という。）第９条第３項において算定した総離島供給費に旧託送